

職員の処分について

平成30年9月10日

人 事 課

1 事案の概要

当該職員は、平成30年4月30日、秋田市内のレンタルビデオ店において、中古DVD16枚（8,640円相当）を万引きしたことにより、秋田地方検察庁に書類送検後、不起訴処分とされた。

また、当該職員は、過去にも同様の万引きを行っていた。

2 処分内容（発令 平成30年9月10日）

(1) 当事者

秋田地域振興局管内の地方機関の職員	45歳	男	停職3月
-------------------	-----	---	------

(2) 管理監督責任

秋田地域振興局管内の地方機関の長	60歳	男	厳重注意
------------------	-----	---	------

秋田地域振興局管内の地方機関の部長	55歳	男	厳重注意
-------------------	-----	---	------

秋田地域振興局管内の地方機関の課長	55歳	男	厳重注意
-------------------	-----	---	------